

胎内市で施設園芸で燃油を使用して 農産物の生産をされている農家の皆様へ



燃油高騰により影響を受けている、施設園芸農家の皆様へ

「胎内市施設園芸農家生産支援補助金」のご案内

支援内容

高騰している燃油費について、冬季加温に燃油を使用している施設園芸農家は経営費に占める燃料費の割合が高く、燃油価格高騰の影響を特に受けやすいことから生産現場として深刻な影響を受けている。施設園芸農家が継続して経営できる環境を整えるため、昨年度に引き続き補助金を交付します。

交付の条件

- ・市内に住所を有する個人又は市内に主たる事業所を有する法人であること。
- ・申請日の時点において加温設備を有する農業用施設（鉄骨ハウス、パイプハウス）で燃油（A重油、灯油）を使用して農産物の生産及び販売に係る事業を実施しており、かつ、交付決定後も事業を継続する意向があること。
- ・令和4年12月1日から令和5年2月28日までの期間、上記の条件で生産した農産物が10万円以上の出荷・販売した実績があること。

補助金の額

令和4年12月1日（木曜日）から令和5年2月28日（火曜日）までの間に使用した燃油量に1リットルあたり10円を乗じた額

※但し、申請額の合計が予算額を上回った場合、補助金が減額されることがあります。

申請時期・方法

【申請受付期間】令和5年3月1日（木曜日）から令和5年3月10日（金曜日）まで

【申請方法】郵送又は窓口申請

必要書類

- ・申請書
- ・本人確認書類の写し（個人による申請の場合）
- ・商業・法人登記事項証明書の写し（法人による申請の場合）
- ・振込先口座通帳の写し（表紙及び口座登録情報等が記載されているページ）
- ・対象期間の燃油使用量が確認できる伝票等の写し
- ・10万円以上の出荷・販売実績が確認できる出荷伝票等の写し

※ 申請書類等は胎内市HPを参照のこと（<http://www.city.tainai.niigata.jp/>）

【申請先及びお問い合わせ先】

〒959-2693 胎内市新和町2番10号

胎内市農林水産課 農産振興係 ☎ 0254-43-6111（内線1246）